

「地方分権の進展に対応した行政の実効性確保のあり方に関する検討会」第2回議事概要

日 時：平成24年7月23日（月）13：30～15：30

場 所：総務省 低層棟1階 共用会議室3

出席者：（50音順、敬称略）

小早川光郎（座長）、佐瀬正俊（座長代理）、太田匡彦、大濱しのぶ、
大屋雄裕、岡崎泰治郎、川出敏裕、建部雅、手塚洋輔、西津政信

<民事執行について>

○直接強制は人格尊重の理念に合致し、間接強制はこれに反するという通説の考え方が理解できない。

○行政法の分野では、直接強制は物の破壊や人体に対する実力行使など、引き渡しの義務以外にもできる前提かと思う。民事の分野では、直接強制は人体に対してはできないのが原則である。物の破壊もできず、物の引き渡しだけになるものであり、直接強制自体がやわらかいものとなる。一方、間接強制はドイツは拘禁までいくけれども日本は金銭で済むのでやわらかい部分があり、そういったところがあまり自覚的に議論されていなかったのが、従来の間接強制の補充性肯定説の背景にあるかもしれない。

○行政強制としての間接強制（強制金）の制度設計に関しては、民事執行法上の間接強制の日額加算方式の使われ方に、有益な知見があるのではないか。

<間接強制（強制金）について>

○間接強制（強制金）の河川法の整理漏れの話を知ると、公権力の濫用に対する反省というよりも、戦前においてもあまり必要のない制度という意識があったのではないか。

○砂防法の間接強制（強制金）の規定がそのまま残ったこと、戦後、砂防法以外にも河川法にも間接強制（強制金）があったことが疑問。

○明治29年に旧河川法で間接強制（強制金）が導入され、その後、砂防法、行政執行法に導入されている。昭和39年の新河川法で削除されたが、廃止に至った理由は不

明。今日的な視点から見れば残しておくべきだったのではないか。

<福岡県産廃措置命令義務付け訴訟について>

○福岡県の事例は、国家賠償請求でなく義務付けを認めた点は興味深いが、代執行を棄却したことも重要な点である。裁判所は代執行までは踏み切れないことを示しているのではないか。

○代執行だから裁量性や行政便宜主義をなお温存するということなのか、もしくは、行訴法の解釈として、代執行の前提としての命令をとばして義務づけ判決をするのはいかがかと考えたのか、両方の見方がある。

<ドイツのOrdnungsamt（秩序維持部・仮訳）事例について>

○日本において行政が実力行使する場合、すべての市町村で専門部署を持つか、県等のレベルで独立した実力組織を持つかは、避けて通れない問題ではないか。

○日本において新しい行政上の義務違反に対する制裁を執行する行政機関のあり方を考える際、ドイツの行政上の秩序罰を適用するための行政組織的基盤は、非常に参考になるのではないか。